

四半期報告書

(第100期第1四半期)

株式会社福岡中央銀行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2020年8月14日

【四半期会計期間】 第100期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 古村至朗

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡野みゆき

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡野みゆき

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第99期 第1四半期 累計期間	第100期 第1四半期 累計期間	第99期
会計期間		(自 2019年 4月1日 至 2019年 6月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
経常収益	百万円	2,549	2,457	9,472
経常利益	百万円	165	415	582
四半期純利益	百万円	143	499	—
当期純利益	百万円	—	—	544
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	—	—	—
資本金	百万円	2,500	4,000	4,000
発行済株式総数	千株	2,737	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300
純資産額	百万円	27,082	30,015	29,122
総資産額	百万円	526,653	583,729	516,793
1株当たり四半期純利益	円	52.83	184.48	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	199.74
潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益	円	—	135.00	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	—	196.77
1株当たり配当額	円	—	普通株式 — 第1回 A種優先株式 —	普通株式 50.00 第1回 A種優先株式 10.55
自己資本比率	%	5.14	5.14	5.63

- (注) 1. 当行は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。
4. 第99期第1四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式がないため記載しておりません。
5. 「自己資本比率」は、(四半期)期末純資産の部合計を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社について、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて極めて厳しい状況となりました。

当行の営業地盤である福岡県経済につきましても、外出自粛・休業要請の影響などにより、個人消費が抑制されたことに加え、企業の生産活動が低下するなど、広範囲にわたり大幅な悪化となりました。福岡県の緊急事態宣言は、5月14日に解除されましたが、新たな生活様式の下で消費・投資活動が抑制される状況となりました。

このような情勢のもと、当第1四半期累計期間における業績は、次の通りとなりました。

① 経営成績の分析

当第1四半期累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、資金運用収益や株式等売却益の減少等を主因に前年同期比92百万円減少し24億57百万円となりました。

一方、経常費用は、不良債権処理額や株式等償却の減少等を主因に前年同期比3億42百万円減少し20億41百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比2億50百万円増加の4億15百万円となり、四半期純利益につきましても、不動産処分益の計上もあり、前年同期比3億56百万円増加の4億99百万円となりました。

② 財政状態の分析

(資産、負債および純資産の状況)

当第1四半期末における財政状態につきましては、総資産は、前事業年度末比669億36百万円増加して5,837億29百万円となり、負債は、前事業年度末比660億42百万円増加して5,537億13百万円となりました。また、純資産につきましては、前事業年度末比8億93百万円増加して300億15百万円となりました。

(主要勘定の状況)

主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比604億4百万円増加して5,221億84百万円となりました。貸出金につきましては、前事業年度末比223億31百万円増加して4,098億11百万円となりました。また、有価証券につきましては、前事業年度末比10億94百万円増加して784億27百万円となりました。

なお、当行は銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は1,881百万円、役務取引等収支は△26百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は12百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

合計では、資金運用収支は1,893百万円、役務取引等収支は△25百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期累計期間	1,984	3	1,988
	当第1四半期累計期間	1,881	12	1,893
うち資金運用収益	前第1四半期累計期間	2,042	4	0 2,046
	当第1四半期累計期間	1,928	13	1 1,941
うち資金調達費用	前第1四半期累計期間	57	0	0 58
	当第1四半期累計期間	47	1	1 47
役務取引等収支	前第1四半期累計期間	△1	0	△1
	当第1四半期累計期間	△26	0	△25
うち役務取引等収益	前第1四半期累計期間	252	1	254
	当第1四半期累計期間	217	0	218
うち役務取引等費用	前第1四半期累計期間	254	0	255
	当第1四半期累計期間	244	0	244
その他業務収支	前第1四半期累計期間	0	△0	△0
	当第1四半期累計期間	—	0	0
うちその他業務収益	前第1四半期累計期間	0	—	0
	当第1四半期累計期間	—	0	0
うちその他業務費用	前第1四半期累計期間	—	0	0
	当第1四半期累計期間	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)

役務取引等収益は、218百万円となりました。

役務取引等費用は、244百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期累計期間	252	1	254
	当第1四半期累計期間	217	0	218
うち預金・貸出業務	前第1四半期累計期間	29	—	29
	当第1四半期累計期間	26	—	26
うち為替業務	前第1四半期累計期間	85	1	86
	当第1四半期累計期間	83	0	84
うち証券関連業務	前第1四半期累計期間	37	—	37
	当第1四半期累計期間	26	—	26
うち代理業務	前第1四半期累計期間	13	—	13
	当第1四半期累計期間	14	—	14
うち保護預り 貸金庫業務	前第1四半期累計期間	19	—	19
	当第1四半期累計期間	18	—	18
うち保証業務	前第1四半期累計期間	0	—	0
	当第1四半期累計期間	0	—	0
役務取引等費用	前第1四半期累計期間	254	0	255
	当第1四半期累計期間	244	0	244
うち為替業務	前第1四半期累計期間	17	0	17
	当第1四半期累計期間	16	0	16

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期会計期間	482,327	60	482,388
	当第1四半期会計期間	517,771	82	517,854
うち流動性預金	前第1四半期会計期間	207,467	55	207,522
	当第1四半期会計期間	251,633	81	251,715
うち定期性預金	前第1四半期会計期間	273,046	5	273,051
	当第1四半期会計期間	264,112	1	264,113
うちその他	前第1四半期会計期間	1,814	—	1,814
	当第1四半期会計期間	2,025	—	2,025
譲渡性預金	前第1四半期会計期間	2,311	—	2,311
	当第1四半期会計期間	4,329	—	4,329
総合計	前第1四半期会計期間	484,639	60	484,700
	当第1四半期会計期間	522,101	82	522,184

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	373,196	100.00	409,811	100.00
製造業	15,606	4.18	16,975	4.14
農業、林業	386	0.11	368	0.09
漁業	1	0.00	5	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2,495	0.67	1,443	0.35
建設業	47,363	12.69	56,377	13.76
電気・ガス・熱供給・水道業	5,642	1.51	6,865	1.68
情報通信業	2,057	0.55	2,840	0.69
運輸業、郵便業	9,697	2.60	10,810	2.64
卸売業、小売業	39,644	10.62	47,595	11.61
金融業、保険業	7,281	1.95	9,328	2.28
不動産業、物品賃貸業	86,501	23.18	89,937	21.95
各種サービス業	52,521	14.07	64,008	15.62
地方公共団体	19,895	5.33	26,074	6.36
その他	84,099	22.54	77,180	18.83
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	373,196	—	409,811	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りに用いた仮定につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当行の経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当行が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
第1回A種優先株式	1,000,000
第2回A種優先株式	1,000,000
計	8,000,000

(注) 「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致していません。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,737,160	2,737,160	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は100株あります。
第1回A種優先株式	300,000	300,000	—	(注)
計	3,037,160	3,037,160	—	—

(注) 第1回A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第1回A種優先配当金

① 当行は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭（2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日（同日を含む。）から2020年3月31日（同日を含む。）までの間の日数につき1年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「第1回A種優先配当金」という。）の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して第10項に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金の額を超えて

剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第1回A種優先中間配当金

当行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第1回A種優先配当金相当額

第1回A種優先株式1株当たりの経過第1回A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回A種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第1回A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式の払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は

これに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本号においては、(3)項③に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2030年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日に残存する第1回A種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得すると引換えに、第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）及び経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、本①においては、上記(3)項③に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「一斉取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が2,500円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記③による調整を受ける。）とする。

③ 下限取得価額の調整

イ. 第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

調整後 下限取得 価額	調整前 下限取得 価額	\times	既発行 普通株式数	+ $\frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$
-------------------	-------------------	----------	--------------	--

(i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関する増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ.、(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関する減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ. (i)下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む。）の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1

位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

(8) 株式の分割又は併合及び株式無償割当

当行は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当行は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また、株式無償割当又は新株予約権付無償割当を行わない。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会

は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

第1回A種優先株式は、適切な資本政策を目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	3,037	—	4,000	—	2,703

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 300,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,704,200	27,042	—
単元未満株式	普通株式 21,960	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,037,160	—	—
総株主の議決権	—	27,042	—

(注) 1. 第1回A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式18,400株(議決権の数184個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数が1個)含まれております。

3. 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式18株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	11,000	—	11,000	0.36
計	—	11,000	—	11,000	0.36

(注)役員報酬BIP信託が保有する当行株式18,400株は、上記自己保有株式に含まれておらずません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)及び第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
3. 当行は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
現金預け金	32,496	76,226
有価証券	77,333	78,427
貸出金	※1 387,480	※1 409,811
外国為替	1,240	1,109
その他資産	4,990	5,094
有形固定資産	13,816	13,675
無形固定資産	665	624
前払年金費用	1,915	1,891
繰延税金資産	691	466
支払承諾見返	180	262
貸倒引当金	△4,017	△3,859
資産の部合計	516,793	583,729
負債の部		
預金	459,950	517,854
譲渡性預金	1,830	4,329
債券貸借取引受入担保金	20,420	20,273
借用金	—	5,500
その他負債	3,282	3,491
役員株式給付引当金	12	17
睡眠預金払戻損失引当金	115	115
再評価に係る繰延税金負債	1,878	1,868
支払承諾	180	262
負債の部合計	487,671	553,713
純資産の部		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	2,703	2,703
利益剰余金	17,854	18,304
自己株式	△127	△128
株主資本合計	24,430	24,879
その他有価証券評価差額金	438	904
土地再評価差額金	4,253	4,231
評価・換算差額等合計	4,692	5,136
純資産の部合計	29,122	30,015
負債及び純資産の部合計	516,793	583,729

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
経常収益	2,549	2,457
資金運用収益	2,046	1,941
(うち貸出金利息)	1,672	1,663
(うち有価証券利息配当金)	370	271
役務取引等収益	254	218
その他業務収益	0	0
その他経常収益	249	※1 297
経常費用	2,383	2,041
資金調達費用	58	47
(うち預金利息)	57	46
役務取引等費用	255	244
その他業務費用	0	–
営業経費	1,633	1,721
その他経常費用	※2 436	28
経常利益	165	415
特別利益	–	198
固定資産処分益	–	198
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前四半期純利益	164	613
法人税、住民税及び事業税	54	101
法人税等調整額	△33	12
法人税等合計	21	113
四半期純利益	143	499

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する貸倒引当金の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の経営状況及び経済環境全体に及ぼされる影響を考慮し、当第1四半期において取引先の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、貸倒実績率に必要な修正を行うことにより、追加的な貸倒引当金を154百万円計上しております。

感染症の広がり方や収束時期等に関しては、参考となる前例や統一的な見解がないため、2020年度下期から徐々に経済が回復する等の一定の仮定を置いたうえで、過去実績や予め定めている償却・引当基準に則り、経営意思決定機関の承認等に基づき、最善の見積りを行っております。

なお、当該仮定についての不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の経営状況及び経営環境への影響が変化した場合には、2021年3月期中間財務諸表以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
破綻先債権額	367百万円	456百万円
延滞債権額	11,277百万円	11,145百万円
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	2,254百万円	2,189百万円
合計額	13,899百万円	13,791百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
貸倒引当金戻入額	一千万円	158百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
貸倒引当金繰入額	136百万円	一千万円
株式等償却	237百万円	一千万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	118百万円	129百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	67	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日	その他 利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	68	25.00	2020年3月31日	2020年6月29日	その他 利益剰余金
	第1回 A種優先株式	3	10.55	2020年3月31日	2020年6月29日	その他 利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

- ※1. 会社の事業の運営において重要なものであることから記載しております。
 ※2. 四半期貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,108	5,570	462
債券	53,196	54,108	911
国債	31,603	32,365	761
地方債	3,783	3,805	22
短期社債	—	—	—
社債	17,810	17,937	127
その他	17,333	16,566	△767
合計	75,638	76,245	607

当第1四半期会計期間(2020年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,103	6,256	1,152
債券	52,869	53,689	819
国債	31,599	32,270	670
地方債	3,783	3,803	20
短期社債	999	999	0
社債	16,487	16,616	128
その他	18,103	17,408	△695
合計	76,077	77,354	1,277

- (注) 1. 上表には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。
 2. その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期累計期間(事業年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前事業年度における減損処理額は、株式698百万円であります。

当第1四半期累計期間における減損処理額はありません。

有価証券の減損処理については、「有価証券減損処理規定」に従い、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、もしくは時価が30%以上50%未満の下落率で、発行会社の財政状態や信用状況、過去の一定期間における時価の推移等を勘案し、回復の見込みがあると認められない場合に減損処理を行っております。

(持分法損益等)

関連会社がないため記載しておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 1 四半期累計期間 (自 2019年 4月 1 日 至 2019年 6月 30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 4月 1 日 至 2020年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	円	52.83	184.48
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	143	499
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	143	499
普通株式の期中平均株式数	千株	2,708	2,707
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	円	—	135.00
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	992
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上において控除した当該株式の期中平均株式数は18千株であります。なお、前第 1 四半期累計期間においては該当ありません。

2. 前第 1 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊加井 真弓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮川 宏 ㊞

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

福岡財務支局長

【提出日】

2020年8月14日

【会社名】

株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】

THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 古村至朗

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

福岡市中央区大名二丁目12番1号

【縦覧に供する場所】

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取古村至朗は、当行の第100期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

